

宗像市債券運用基準

この基準は、宗像市が設置している基金を一括運用し、その資金を債券で運用する場合に必要な事項を定めるものとする。

(目的)

- 1 基金の一部を債券で運用し、安全性を確保したうえで効率的な運用を行い、収益を確保することを目的とする。

(一括運用する基金)

- 2 一括運用する基金は、宗像市が設置する基金条例において、債券による運用を可能とする基金とする。

(一括運用の収益)

- 3 一括運用した運用収益は、各基金へ配分し受け入れるものとする。各基金への配分は財政課と協議のうえ決定する。

(購入債券等)

- 4 リスクを最小限に抑えるため、購入の債券等については次の方法をとる。

(1) 債券の選択にかかる判断の優先順位。

①安全性 ②流動性担保の必要性の度合い ③利回り

(2) 信用リスクへの対応

① 債券により運用する金融商品は、国債、地方債、政府保証債、財投機関債、国庫短期証券、債券現先とする。

② 金融機関の選定については、宗像市資金管理運用基準第5のうち、②③を適用する。

(3) 債券価格変動リスクへの対応

購入した債券は、元本及び利息を確保するため満期まで保有することを原則とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、償還期限前に売却することが出来る。この場合においては、債券を個別に売却、複数の債券を同時に一括売却するなど、その売却契約全体で投資元本を上回る価格で売却しなければならない。

① 支払い現金として確保する必要が出てきた場合

② 資金の安全性を確保することが必要となった場合

③ 債券の売却により発生する売却益（経過利息を含む）が2年以上の利息収入より多い場合

④ 効率性の向上や流動性を確保するための債券の入れ替えを行う場合

(4) その他のリスクへの対応

金利変動リスク、流動性リスク等を回避するため、購入する債券は次のとおりとする。

① 新発債、既発債を問わず、残存期間が30年を超えない債券とする。ただし、有利な条件の債券で運用委員会の承認を得た場合は、この限りではない。

② 債券の取得価格は、原則としてアンダーパーで取得できる債券とする。

(償還差損益等の処理)

5 債券の償還差損益等の処理は次のとおりとする。

(1) 経過利息

購入後最初の受取利息の歳計現金での調定は、経過利息相当額を減じた額で行い、基金に残った額を利用して債券の帳簿価格を減ずる。

(2) 償還差益

満期償還日の属する年度において歳計現金として調定を行う。

(3) 償還差損

償還時に算定される差損を満期償還まで一括運用で受け取る受取利息を使用して分割で償還する。償還の方法は、当該差損に相当する金額を歳計現金として調定せず、基金に残った額を利用して債券の帳簿価格から当該差損に相当する金額を減ずる。

(記録の保管)

6 債券の購入時期及び満期若しくは期中売却時は、債券ごとに下記の事項のうち、確定した事項を遅滞なく記録保管する。

- | | |
|---------------|----------------|
| ① 購入債券の名称 | ⑥ 償還価格又は売却価格 |
| ② 購入日、並びに購入価格 | ⑦ 受け取り利息の合計額 |
| ③ 購入理由 | ⑧ 債券売却益 |
| ④ 適用期間 | ⑨ 運用期間中の利回り |
| ⑤ 満期又は売却日 | ⑩ 期中売却の場合、その理由 |

付 則

本基準は平成15年10月6日から適用する。

一部改正（平成17年 8月25日）

一部改正（平成19年 5月23日）

一部改正（平成20年 5月 8日）

一部改正（平成22年 5月17日）

一部改正（平成22年11月12日）

一部改正（平成24年 6月 1日）

一部改正（平成28年 3月 7日）

一部改正（平成28年 6月21日）

一部改正（令和 2年11月 2日）

一部改正（令和 5年 6月28日）

一部改正（令和 7年 8月 6日）

一部改正（令和 8年 3月18日）